平成２４年（フ）第２６７号
川崎市川崎区藤崎２丁目17番８号　メゾンＳＵＹＡＭＡ102号
債務者　新山　勝廣
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　力丸
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２０号
三重県松阪市内五曲町47番地３、前住所三重県松阪市本町2204番地
債務者　久保田俊男
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　耕二
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第２４６号
熊本市南区護藤町1644番地　鍬農アパート101
債務者　早﨑　敏治
1　決定年月日時　平成24年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　裕介
4　破産債権の届出期間　平成24年６月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１０９６号
横浜市旭区南本宿町89番地37　ときわ荘102号室
債務者　篠田　誠一
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　浩
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年９月11日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６６３０号
千葉県館山市山本1524―６号棟
債務者　池田　勇二
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨永　忠祐
4　破産債権の届出期間　平成24年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年10月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２１７号
川崎市川崎区本町２丁目11番地９　レインボー11―102
債務者　松田みどり
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井町　順一
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年11月８日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
新潟市中央区堀之内南３丁目８番１号　ナポレ堀之内南305号
債務者　堀　　剛
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江花　史郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８１号
新潟市西蒲区曽根857番地
債務者　青柳　勤一
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　破産債権の届出期間　平成24年７月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月24日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年７月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２５８号
兵庫県西宮市六軒町２番２―104号、前住所兵庫県西宮市泉町１番55号
債務者　峯野　吉博
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　丹子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月23日午前11時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２５号
鹿児島県指宿市西方1246番地35
債務者　荻野富貴子
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　和利
4　破産債権の届出期間　平成24年７月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月20日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２４年（フ）第３６号
広島県三原市本郷南１丁目８番17号
債務者　長原　道子
1　決定年月日時　平成24年６月１日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山内奈保子
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月７日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月30日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１５１号
松江市上乃木２丁目18番地12号日昇宇賀ハイツ201号室
債務者　柴山　明久
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高野陽太郎
4　破産債権の届出期間　平成24年７月２日まで
5　一般調査期間　平成24年８月10日から平成24年８月24日まで
6　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２号
秋田県湯沢市清水町２丁目３番82号
債務者　金　　征徳
1　決定年月日時　平成24年６月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年７月26日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年７月19日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１１１５号
札幌市豊平区平岸５条10丁目７番３―1406号
債務者　大塚　修宏
1　決定年月日時　平成24年５月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　絢子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年８月２日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年７月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部